

令和2年度以降に貸与開始、キャリア形成プログラム適用者

返還免除の条件に指定する静岡県内の公的医療機関等一覧(R3.4.1時点)

地域名	圏域名	病 院 名	公的医療機関等	担っている役割・機能等									
				公的病院	支援医療	救命救急センター	院型施設(後方支援)救急医療	精神科救急医療	災害拠点病院	災害拠点病院	病へき地医療拠点	母子医療センター	小児救命救急センター
東部	賀茂	下田メディカルセンター	○	○									
		公益社団法人地域医療振興会伊豆今井浜病院	○							○			
		医療法人社団健育会西伊豆健育会病院	○							○			
			計	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0
	熱海伊東	伊東市民病院	○	○	○					○			
		国際医療福祉大学熱海病院	○							○			
			計	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0
	駿東田方	国立病院機構静岡医療センター	○	○	○					○			
		県立静岡がんセンター	○	○									
		沼津市立病院	○	○	○	○				○			
		裾野赤十字病院	○	○									
		伊豆赤十字病院	○	○									
		伊豆医療福祉センター	○	○									
		JA静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院	○	○									
		三島総合病院	○							○			
沼津中央病院		○											
フジ虎ノ門整形外科病院		○								○			
NTT東日本伊豆病院		○								○			
順天堂大学医学部附属静岡病院		○			○				○		○		
		計	12	6	2	2	1	4	1	2	1	0	
富士	富士宮市立病院	○	○	○					○				
	共立蒲原病院	○	○										
	富士市立中央病院	○	○	○					○				
	鷹岡病院	○							○				
		計	4	3	2	0	1	2	0	0	0	0	
中部	静岡	県立こころの医療センター	○	○						○			
		県立こども病院	○	○	○						○	○	
		県立総合病院	○	○	○	○				○			
		静岡市立静岡病院	○	○	○					○			
		静岡市立清水病院	○	○	○					○			
		静岡赤十字病院	○	○	○	○							
		静岡済生会総合病院	○	○	○	○				○			
		静岡厚生連静岡厚生病院	○	○									
		静岡厚生連清水厚生病院	○	○									
		清水駿府病院	○							○			
			計	10	9	6	3	2	5	1	1	1	
	志太榛原	市立島田市民病院	○	○	○					○			
		焼津市立総合病院	○	○	○					○			
		藤枝市立総合病院	○	○	○	○				○			
		榛原総合病院	○	○									
		コミュニティーホスピタル甲賀病院	○								○		
			計	5	4	3	1	0	3	0	1	0	
	西部	中東遠	磐田市立総合病院	○	○	○	○						
中東遠総合医療センター			○	○	○	○							
聖隷袋井市民病院			○	○									
市立御前崎総合病院			○	○									
菊川市立総合病院			○	○									
公立森町病院			○	○									
			計	6	6	2	2	0	2	0	0	0	
西部		浜松労災病院	○		○								
		国立病院機構天竜病院	○								○		
		浜松医療センター	○	○	○	○				○			
		浜松市リハビリテーション病院	○	○									
		国民健康保険佐久間病院	○	○							○		
		市立湖西病院	○	○									
		引佐赤十字病院	○	○									
		浜松赤十字病院	○	○	○					○			
	静岡厚生連遠州病院	○	○	○									
総合病院聖隷浜松病院	○	○	○	○					○				
総合病院聖隷三方原病院	○	○	○	○				○					
神経科浜松病院	○								○				
浜松医科大学医学部附属病院	○							○					
		計	13	7	6	3	1	5	2	2	1	0	
		計	55	37	22	11	5	23	4	8	3	1	

※網掛けは臨床研修実施施設

※本一覧表に記載されている医療機関以外にも、「公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関」として、勤務先を指定することがあります。

※県内の大学附属病院（国際医療福祉大学熱海病院、順天堂大学医学部附属静岡病院、浜松医科大学医学部附属病院）での勤務も、令和2年度以降に新たに貸与を受ける者及び令和元年度までに貸与を開始した者のうちキャリア形成プログラムの適用を受ける者については返還債務の免除の対象期間に加えることとします。